

シルバー人材センターの会員ができる仕事

『仕事』

家庭・事業所・公共団体等

有償

『臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業』

- ① 臨時的かつ短期的な就業 : 概ね月10日程度の就業
- ② その他の軽易な業務に係る就業 : 1週間に20時間以内の就業

シルバー人材センターの会員ができない仕事

① 民業圧迫と非難される仕事

一般労働者の雇用の場を侵食したり、労働条件の低下をきたす恐れのある仕事

② 雇用まがい（偽装請負）

請負・受託を装って、実際は就業先の指揮命令下や就業先の従業員と混在して就業していること

③ 長期就業

特定な会員が発注者の意向や会員の希望により独占的に長期就業すること

④ 発注者の指揮命令

センターを通さず直接仕事の指揮・命令を受けていること

⑤ 混在就業

発注者の従業員と同じ内容の業務を共同で行っていること

⑥ 安全就業

危険・有害な仕事
例：高所作業、クレーン・フォークリフト等の操作

⑦ 持ち込み就業

発注者の従業員が定年退職後、会員登録しそのまま同職場で仕事をする事